

(法第10条第1項第1号)

特定非営利活動法人Fihankra Health 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Fihankra Health という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都三鷹市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、低中所得国を中心にして、質の高い医療へのアクセスが難しい方々に対して、これを得られるよう医療・経済・教育など様々な側面からアプローチまたはサポートすることで、誰もが生まれた境遇によらずに必要な時に支払い可能な金額で質の高い医療を受けられる社会 (Universal Health Coverage:UHC) の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- ① 途上国の農村部へのアウトリーチや遠隔診療などの医療提供事業もしくは同活動を行う現地団体の支援事業
- ② 途上国の農村部の方々の経済状態改善に寄与する事業もしくは同活動を行う現地団体の支援事業
- ③ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 寄付会員 この法人の目的に賛同し、寄付をもって、活動を支援するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して、1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金および会費の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任、報酬及び費用弁償
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
- (4) 法第14条の3第1項の規定により理事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号又は第4号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 第43条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算及び事業計画の追加及び更正）

第45条 議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算及び事業計画の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第47条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

（臨機の措置）

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄を

しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第51条 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)するときは総会において、清算人を選任する。又は、選任しない場合は理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照法の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 片平 雅大

副理事長 小林 航也

理事 Charles Effah Djan (チャールズ エファジヤン)

監事 Monphy Charles Kofi Prince (マンフィーチャールズ コフィープリンス)

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年8月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2026年8月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 5,000円

正会員会費 個人1万円、団体1口5万円(1年間分)

(2) 寄付会員入会金 なし

寄付会員会費 学生3,000円、一般5,000円

役員名簿 （役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 Fihankra Health

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名			
1	○ 理事 ・ ○ 監事	カタヒラ マサヒロ		有・ 無	理事長
		片平 雅大			
2	○ 理事 ・ ○ 監事	コバヤシ コウヤ		有・ 無	副理事長
		小林 航也			
3	○ 理事 ・ ○ 監事	チャールズエファジ ヤン		有・ 無	
		Charles Effah Djan			
4	○ 理事・ ○ 監事	マンフィーチャール ズコフィープリンス		有・ 無	
		Monphy Charles Kofi Prince			
5	理事・監事			有・無	
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事		有・無		
8	理事・監事		有・無		
9	理事・監事		有・無		
10	理事・監事		有・無		

令和7年度 事業計画書

(法人設立の日から2026年8月31日まで)

特定非営利活動法人 Fihankra Health

1 事業実施の方針

特定非営利活動法人 Fihankra Health は、低中所得国を中心にして、質の高い医療へのアクセスが難しい方々に対して、これを得られるよう医療・経済・教育など様々な側面からアプローチまたはサポートすることで、誰もが生まれた境遇によらずに必要な時に支払い可能な金額で質の高い医療を受けられる社会（Universal Health Coverage:UHC）の実現に寄与することを目的として、下記の事業を計画実施する。

具体的には、本法人の定款第5条第1項の事業として、途上国の農村部へのアウトリーチや遠隔診療などの医療提供事業もしくは同活動を行う現地団体の支援事業、第2項の事業として、途上国の農村部の方々の経済状態改善に寄与する事業もしくは同活動を行う現地団体の支援事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 2,400 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
途上国の農村部へのアウトリーチや遠隔診療提供事業もしくは同活動を行う現地団体の支援事業	ガーナの無医村におけるアウトリーチや遠隔診療を実施する現地NPOの事業サポート	通年	Bono East Region, Ghana	事務局員役および役員3人	ガーナの無住人の50人の無住人	約3万人	2,000
途上国の農村部の経済状態改善もしくは同活動を行う現地団体の支援事業	ガーナの無医村の経済状態改善のための調査および支援	通年	Bono East Region, Ghana	事務局員役および役員3人	ガーナの2つの無住人の無住人	約2千人	400

令和8年度 事業計画書

(2026年9月1日から2027年8月31日まで)

特定非営利活動法人 Fihankra Health

1 事業実施の方針

特定非営利活動法人 Fihankra Health は、低中所得国を中心にして、質の高い医療へのアクセスが難しい方々に対して、これを得られるよう医療・経済・教育など様々な側面からアプローチまたはサポートすることで、誰もが生まれた境遇によらずに必要な時に支払い可能な金額で質の高い医療を受けられる社会（Universal Health Coverage:UHC）の実現に寄与することを目的として、下記の事業を計画実施する。

具体的には、本法人の定款第5条第1項の事業として、途上国の農村部へのアウトリーチや遠隔診療などの医療提供事業もしくは同活動を行う現地団体の支援事業、第2項の事業として、途上国の農村部の方々の経済状態改善に寄与する事業もしくは同活動を行う現地団体の支援事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 2,400 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
途上国の農村部へのアウトリーチや遠隔診療などの医療提供事業もしくは同活動を行う現地団体の支援事業	ガーナの無医村におけるアウトリーチや遠隔診療を実施する現地NPOの事業サポート	通年	Bono East Region, Ghana	事務局員および役員 3人	ガーナの無医村の50人	約3万人	2,000
途上国の農村部の方々の経済状態改善に寄与する事業もしくは同活動を行う現地団体の支援事業	ガーナの無医村の経済状態改善のための支援(具体的には養蜂やカシュー農家支援の実施等)	通年	Bono East Region, Ghana	事務局員および役員 3人	ガーナの無医村の2人	約2千人	400

令和7年度 活動予算書 (その他事業がない場合)
(法人設立の日から2026年8月31日まで)

特定非営利活動法人 Fihankra Health

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
【A】	経常収益		
1	受取会費		50,000
	正会員受取会費	50,000	
	賛助会員受取会費		
2	受取寄附金		1,900,000
	受取寄附金	1,900,000	
	施設等受入評価益		
3	受取助成金等		500,000
	受取補助金	500,000	
4	事業収益		0
	事業収益: 途上国の農村部へのアウトリーチや遠隔診療などの医療提供事業もしくは同活動を行う現地団体の支援事業		
	事業収益: 途上国の農村部の方々の経済状態改善に資する事業もしくは同活動を行う現地団体の支援事業		
5	その他の収益		0
	受取利息		
	経常収益計		2,450,000
【B】	経常費用		
1	事業費		
(1)	人件費		600,000
	給料手当	600,000	
	役員報酬		
	退職給付費用		
	福利厚生費		
(2)	その他経費		1,770,000
	会議費		
	旅費交通費	720,000	
	施設等評価費用	1,050,000	
	減価償却費		
	印刷製本費		
	事業費計		2,370,000
2	管理費		
(1)	人件費		0
	役員報酬		
	給料手当		
	退職給付費用		
	福利厚生費		
(2)	その他経費		0
	消耗品費		
	水道光熱費		
	通信運搬費		
	地代家賃		
	旅費交通費		
	減価償却費		
	管理費計		0
	経常費用計		2,370,000
	当期経常増減額【A】-【B】・・・①		80,000
【C】	経常外収益		
	固定資産売却益		
	過年度損益修正益		
	経常外収益計		0
【D】	経常外費用		
	固定資産売却損		
	災害損失		
	過年度損益修正損		
	経常外費用計		0
	当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0
	税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		80,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
	設立時正味財産額・・・⑤		0
	次期繰越正味財産額③-④+⑤		10,000

令和8年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

(2026年9月1日から2027年8月31日まで)

特定非営利活動法人 Fihankra Health

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			80,000
正会員受取会費		50,000	
賛助会員受取会費		30,000	
2 受取寄附金			1,900,000
受取寄附金		1,900,000	
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			500,000
受取補助金		500,000	
4 事業収益			0
事業収益: 途上国の農村部へのアウトリーチや遠隔診療などの医療提供事業もしくは同活動を行う現地団体の支援事業			
事業収益: 途上国の農村部の方々の経路状態改善に資する事業もしくは同活動を行う現地団体の支援事業			
5 その他の収益			0
受取利息			
経常収益計			2,480,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			600,000
給料手当		600,000	
役員報酬			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			1,770,000
会議費			
旅費交通費		720,000	
施設等評価費用		1,050,000	
減価償却費			
印刷製本費			
事業費計			2,370,000
2 管理費			
(1) 人件費			0
役員報酬			
給料手当			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			0
消耗品費			
水道光熱費			
通信運搬費			
地代家賃			
旅費交通費			
減価償却費			
管理費計			0
経常費用計			2,370,000
当期経常増減額 【A】 - 【B】 ……①			110,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額 【C】 - 【D】 ……②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+② ……③			110,000
法人税、住民税及び事業税 ……④			70,000
前期繰越正味財産額 ……⑤			10,000
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			50,000

特定非営利活動法人 Fihankra Health 設立趣旨書

1 設立の趣旨

低中所得国において、質の高い医療に受診できないことは喫緊の課題である。国際社会は「全ての国民が、必要な医療を、必要な時に、適切な値段で受けられるようにする」というユニバーサルヘルスカバレッジ(UHC)を目指している。しかし多くの低中所得国において、十分な医療を適切な値段で全国民に受けられるようにするための財政・制度的なゆとりは乏しい。実際に低中所得国を中心にして、年間約860万人がこの質の高い医療に受診できずに亡くなっている。

この低中所得国で医療アクセスが乏しい理由としては、様々な原因が絡み合っているが、主に物理的距離や貧困があげられる。低中所得国では都市部から遠く離れた無医村に住んでいる方が多く、道路も未舗装なことが多く、医療機関へ受診するまで物理的な移動負担が大きい。また農村部に住む方々は貧困に苦しんでいることが多く、医療費や都市部への移動費を支払うことが難しいケースも多い。低中所得国政府の手が届かずに命が失われ続けているこの状況において、これらの無医村の方々でも支払い可能な料金で質の高い医療にアクセスできる状況を作ることが望ましい。

そのため私達はアフリカのガーナにおいて、現地の非営利組織と協力しながら、2023年8月から無医村での訪問診療および遠隔診療を開始した。現在に至るまでに約50の無医村で、2000回以上の診療を行った。

私達はエビデンスに則った質の高い医療を、遠隔診療を含めた先端技術を用いて提供するとともに、現地の依存を生み出さず現地のシステムと共存できるような形で提供することで、持続可能性の高い事業を行っていききたい。また健康の上流には貧困などの環境因子も関連しているため、これらの問題の改善にも同時に取り組んでいきたい。

上記のような活動を個人で行うことには限界があり、またそれらは永続的な基盤のもとで行われることが不可欠である。さいわいNPO法人の設立に必要な条件も満たされ、さまざまな人の協力や賛同も得られたため、この度特定非営利活動法人Fihankra Healthを設立申請するに至った。

2 申請に至るまでの経緯

2024年10月5日午後8時より、発起人会を開催し、設立の趣旨、定款案、2025年度及び2026年度の事業計画案及び収支予算案、設立当初の役員案などについて審議した。2025年8月31日午後10時より、設立総会を開催し、発起人より設立の趣旨、定款、2025年度及び2026年度の事業計画及び収支予算、設立当初の役員などを提案し、審議の上決定した。

2025年 9月 1日

設立代表者

氏名 片平 雅大